

神戸総合医療専門学校交通機関の運休及び気象警報発表等に対する
授業等の取扱いに関する規則新旧対照表（案）

(新)	(旧)
第1条・第2条 （同右）	(目的) 第1条 この規則は、交通機関の運休及び気象警報発表等に対する授業の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。 (交通機関の運休) 第2条 交通機関の運休に対する授業の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいい、次の①から③に該当する時は原則として学生が通学する形で行われる対面での授業（以下「対面授業」という。）は行わない。ただし、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）を行う場合がある。 ① 神戸市営地下鉄が運休 ② J R 西日本（神戸線（大阪駅～新長田駅)), 阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅)), 阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～阪神元町駅)) の3社が同時に運休 ③ J R 西日本（神戸線（新長田駅～姫路駅)), 山陽電気鉄道（本線（西代駅～山陽姫路駅)) の2社が同時に運休 (2) 前号①から③以外の交通機関の運休の場合、原則として平常通り授業を行うが、そのために授業に出席できなかった場合は、願出により公認欠席取扱い規則第3条第1号に該当する公認欠席を認めることがある。 (3) 運行が再開された場合の授業の取扱いについては、次のとおりとする。 ・ 午前6時までに運行が再開されたときは、平常通り対面授業を行う。 ・ 午前10時までに運行が再開されたときは、3時限目以降に開始する対面授業を行う。 ・ 午前10時までに運行が再開されないときは、終日対面授業は行わない。 (気象警報発表) 第3条 気象警報発表に対する授業の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 対面授業を行わないこととなる警報は、神戸地方気象台が発表する警報で、暴風警報・暴風雪警報・大雪警報、<u>特別警報又は次の表の警戒レベル4相当、警戒レベル5相当の気象警報発表時の場合とする。</u> (2) 神戸市須磨区に警報が発表された場合は、対面授業は行わない。ただし、遠隔授業を行う場合がある。 (3) 居住地又は通学経路の市町村で警報が発表された場合は、公認欠席扱いとする。

(4) 警報が解除された場合の授業の取扱いについては、次のとおりとする。

- ・ 午前6時までに解除されたときは、平常通り対面授業を行う。
- ・ 午前10時までに解除されたときは、3時限目以降に対面授業か遠隔授業を行う。
- ・ 午前10時までに解除されないときは、終日対面授業は行わず遠隔授業を行うことがある。

(4) 警報が解除された場合の授業の取扱いについては、次のとおりとする。

- ・ 午前6時までに解除されたときは、平常通り対面授業を行う。
- ・ 午前10時までに解除されたときは、3時限目以降に対面授業か遠隔授業を行う。
- ・ 午前10時までに解除されないときは、終日対面授業は行わず遠隔授業を行うことがある。

警戒レベルに対応した気象警報・注意報

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1相当	早期注意情報			

対面授業は行わない。
ただし、遠隔授業を行う場合がある。

その他の気象警報

特別警報	暴風、暴風雪、大雪、波浪
警報	暴風、暴風雪、大雪 波浪

対面授業は行わない。
ただし、遠隔授業を行う場合がある。

(避難指示・緊急安全確保の発令)

第4条 避難指示・緊急安全確保の発令に対する授業の取扱い
は、次のとおりとする。

- (1) 神戸市須磨区に警戒レベル4避難指示・警戒レベル5緊急安全確保が発令された場合、その後に予定されている全ての授業を休講とする。
- (2) 居住地又は通学経路の市町村で警戒レベル4避難指示・警戒レベル5緊急安全確保が発令された場合は、公認欠席扱いとする。
- (3) 午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、平常通り対面授業を行う。

第5条 (同右)

第6条 (同右)

(確認方法)

第4条 交通機関の運行、気象警報の発表及び解除の確認は、テレビ、ラジオ、インターネット等の報道によるものとする。

(授業変更の周知方法)

第5条 交通機関の運休及び気象警報発表が事前に予想される場合は、Active!mail及び本校のホームページにより、あらかじめ周知するものとする。

附 則

この規則は、令和8年 月 日から施行する。